

## しあわせ積立定期預金規定

しあわせ積立定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱いします。

当行は、お客さまから当行所定のこの預金の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、この預金に係る契約が成立するものとします。

### 1（預金の預入れ等）

- (1) この預金の預入れは1口5,000円以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当行本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は必ず通帳をご持参ください。
- (3) 預金機による預入れについては、1回あたりの預入れ金額はその預金機に表示された範囲内とし、預金機が現金を確認したうえで受入れの手続をします。

### 2（受入証券類の決済・不渡り）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記帳を取消したうえで、当店で返却します。

### 3（口座振替による預入れ）

- (1) 引落指定口座、積立日、積立金額、振替方法等は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、引落指定口座が総合口座の場合で口座振替に際し貸越金が発生または増加するときは、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- (2) 引落指定口座、積立日、積立金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ書面によって当店に届出てください。

### 4（預金の種類、期間、継続の方法等）

この預金への預入れは、預金口座に対してあらかじめ指定を受けた課税区分、型区分によりつぎのとおり取扱います。

#### (1) 自由型

- ① 預入れ（後記③に規定する継続を含みます。）のつど、各別の「3年後の応当日を満期日とする期日指定定期預金」（以下「3年指定定期」といいます。）とします。
- ② 同一日に預入れられた預金はこれを取りまとめ1口の「3年指定定期」とします。
- ③ 「3年指定定期」は継続の停止または解約の申出がない限り満期日に元利合計額および満期日に預入れがある場合はこれを合算した金額をもって「3年指定定期」として継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- ④ 継続を停止するときは満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- ⑤ 「3年指定定期」の満期日は預入れ日から1年経過した後は変更することができます。この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は変更後の満期日以後に支払います。

なお、変更後の満期日から1か月経過しても解約されなかった場合（解約されないまま3年後

の応当日が到来した場合も含みます。)は、満期日の変更はなかったものとします。

(2) 年金型

① 契約日から通帳記載の受取開始日の前日までの期間においてつぎのとおり取扱います。なお、この預金は受取開始日の3か月前まで預入れることができます。

a 預入れ(後記bに規定する継続を含みます。)のつどつぎの各別の定期預金とします。

ア 預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年3か月以上の場合

……………「3年指定定期」

イ 預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年を超え2年3か月未満の場合

……………「1年定期預金」

ウ 預入日(または継続日)の1年後の応当日から受取開始日までの期間が2年以下の場合

……………「受取開始日を満期日とする期日指定定期預金」

エ 預入日(または継続日)の1年後の応当日が受取開始日以後となる場合

……………「受取開始日を満期日とする単利型期日指定預金」

b 「3年指定定期」、「1年定期預金」は満期日にその元利合計額をもって前記aに規定する定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。なお、同一日に継続される預金が複数ある場合には、これを合算して1口の定期預金とします。

② 通帳記載の受取開始日においてはつぎのとおり取扱います。

a 受取開始日に満期日が到来している各別の定期預金の元利金の合計額を通帳記載の受取回数で除した金額(100円単位とし、100円未満の端数があるときは後記cにより取扱います。)を通帳記載の受取指定口座(以下「受取口座」といいます。)へ入金する方法で支払います。

b 前記aにより算出された金額(ただし100円単位とします。)を元金として預金金額が各々同一の次の11口の定期預金(以下「再預入定期預金(満期支払口)」といいます。)を作成し、この預金に預入れます。

ア 3か月定期預金

イ 6か月定期預金

ウ 9か月目の応当日を満期日とする単利型期日指定預金

エ 1年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

オ 1年3か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

カ 1年6か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

キ 1年9か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

ク 2年目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

ケ 2年3か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

コ 2年6か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

サ 2年9か月目の応当日を満期日とする期日指定定期預金

(ただし、受取回数が8回の場合は上記ア～キまでの7口の定期預金とします。)

c 受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金の元利金の合計額から前記aにより支払

われた金額と前記 b により作成された再預入定期預金（満期支払口）の元金合計額を差引いてなお残額があるときは、この残額をつぎにより取扱います。

ア 受取回数が 8 回、12 回の場合……この残額は預入期間が最も長い再預入定期預金（満期支払口）の元金に追加します。

イ 受取回数が 12 回を越える場合……この残額を元金として 1 口の「3 年指定定期」（以下「再預入定期預金」（継続口）といいます。）を作成し、この預金に預入れます。

③ 再預入定期預金（満期支払口）はそれぞれの満期日に元金合計額を受取口座へ入金する方法で支払います。

④ 再預入定期預金（継続口）は、その満期日にその元金を前記②の a から c と順序に従い取扱います。この場合、前記②の a から c に「受取開始日に満期日の到来している各別の定期預金」とあるのは「再預入定期預金（継続口）」に、「通帳記載の受取回数」とあるのは「通帳記載の受取回数のうち再預入定期預金（継続口）の満期日における残余の受取回数」と読み替えるものとし、また、残余の受取回数が 12 回に満たない場合は、前記②の b に定める順序に従い、再預入定期預金（満期支払口）を作成し、この預金に預入れます。ただし元金は 100 円単位とし、100 円未満の端数があるときは、その 100 円未満の金額の合計額を預入期間が最も長い再預入定期預金（満期支払口）の元金に追加します。

⑤ 前記④により作成された「再預入定期預金（継続口）」の満期日が到来したときも、前記④により取扱うものとし、以後も同様とします。

⑥ 通帳記載の最終受取日以後、この預金口座の残高はありませんのでこの通帳は無効となります。

⑦ この預金に受入れた「3 年指定定期」、「1 年定期預金」の継続を停止するときは前記(1)④の規定によります。

⑧ この預金に受入れた期日指定定期預金の満期日を変更するときは前記(1)⑤の規定によります。

### (3) 目標日型

① 契約日から通帳記載の満期日の前日までは、前記(2)①と同様に取扱います。この場合、前記(2)①に「受取開始日」とあるのは「満期日」と読み替えるものとし、なお、満期日までに受入れた定期預金は前記(2)⑦⑧と同様に取扱います。

② この預金は満期日に通帳記載の受取口座へ入金する方法で支払います。

なお、通帳記載の満期日以後、この預金口座の残高はありませんのでこの通帳は無効となります。

## 5 (利 息)

(1) この預金の利息は、次のとおり計算します。

① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数といいます。」）について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって 1 年複利の方法により計算します。

a 1 年以上 2 年未満 当行所定の「2 年未満」の利率

b 2 年以上 当行所定の「2 年以上」の利率（以下「2 年以上利率」といいます。）

② 預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M 型）の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日（または継続日）における当行所定の利率に

より計算します。

- (2) 継続を停止した場合における満期払利息および満期日以後の利息は、元金とともに支払います。  
なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (3) 満期日前の解約をする場合、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) 利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に預入れ（または継続）される預金から適用します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 6（預金の解約、書替継続）

- (1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。ただし、年金型については受取開始日以後の書替継続はできません。
- (2) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、払戻請求書記載の積立定期預金払戻方法により、この預金を預入明細単位で解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、解約日においてすでに満期日が到来している預入明細、据置期間が経過した預入明細の順序とします。
- (3) 債権保全の必要があるとき、その他当行が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

#### 7（非課税限度超過時の取扱）

この預金口座について、少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合でつぎのいずれかに該当するときは、通知することなく新たに口座（以下「別口座」といいます。）を自動的に開設のうえ（すでに別口座が開設されている場合は当該口座に）その振替金額または利息額を入金します。

- (1) 口座振替による預入れでこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。
- (2) 前記5（1）の規定により、利息の組入れによってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるとき。

なお、別口座についてもこの規定記載の他の条項は適用されるものとし、この預金口座の届出印鑑を兼用するものとします。また、年金型については受取開始日以後は別口座の預金を優先的に払出すこととします。

以 上  
(2020. 4. 1)